

産業廃棄物処分業許可証

住 氏 所 宮城県柴田郡川崎町大字前川字槻木56番地1
名 株式会社丸正精建
代表取締役 大宮 正信
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和5年3月18日
許可の有効年月日 令和10年3月17日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分—破碎

産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(破碎)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。)

(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分—破碎施設

設置場所 宮城県柴田郡川崎町大字前川字長坂山47

設置年月日 平成24年12月1日

処理能力 廃プラスチック類 2.16トン/日 (0.27トン/時間 8時間稼働)

施設の種類 中間処分—破碎施設

設置場所 宮城県柴田郡川崎町大字前川字長坂山47

設置年月日 平成17年3月11日

処理能力 紙くず 1.05トン/日 (0.132トン/時間 8時間稼働)

木くず 4.65トン/日 (0.582トン/時間 8時間稼働)

繊維くず 1.05トン/日 (0.132トン/時間 8時間稼働)

ゴムくず 1.48トン/日 (0.185トン/時間 8時間稼働)

金属くず 4.78トン/日 (0.598トン/時間 8時間稼働)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 2.92トン/日 (0.365トン/時間 8時間稼働)

施設の種別 中間処分一破碎施設
設置場所 宮城県柴田郡川崎町大字前川字長坂山47
許可年月日 平成13年2月1日
設置年月日 平成5年12月3日
許可番号 01-24-0
処理能力 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 400トン/日(50トン/時間 8時間稼働)
がれき類 400トン/日(50トン/時間 8時間稼働)

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成5年3月18日許可
平成7年1月30日変更許可「中間処分一破碎(がれき類)」の追加
平成10年3月18日更新許可
平成15年3月18日更新許可
平成17年3月31日変更許可「中間処分一破碎(紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)」の追加
平成20年3月18日更新許可
平成24年5月9日変更届「中間処分一焼却」の廃止に伴い許可証書換え
平成25年3月18日更新許可
平成30年3月18日更新許可
令和5年3月18日更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ☒有 ・ ☐無